

平成27年度施策評価シート(平成26年度実施事業)

施策名	上水道	施策コード 4-1-4	作成主管課	水道課
			関係課	環境保全課 支所地域課

総合計画後期基本計画の内容 ※H24.2月策定

政策体系	政策	第4章 自然と共生した安全でやさしさのあるまちづくり〔生活環境〕
	小政策	1 だれにもやさしく、潤いのある生活環境を整えます
現況と課題	<p>近年、水需要の変化・規制緩和の進展といった社会的な動きや、水道水の安全性・おいしさに対する需要者のニーズ、さらには、地球規模での環境問題など、水道事業を取り巻く状況は大きく変化してきており、質の高い水の供給が求められています。</p> <p>本市ではこれまで、地下水と県中央広域水道用水供給事業からの受水を水源として、「笠間市水道事業基本計画」に基づき浄水・配水施設の整備と適正な維持管理など、各地区を単位として推進してきました。また、配水管や浄水場等の施設の老朽化、ライフラインとしての耐震化、系統化等の課題に対応しながら、施設の更新を順次推進してきました。しかしながら、本市の水道施設の耐震化率は、未だ低い状況にあり、東日本大震災においては、ライフラインが寸断されるという経験を経て、より災害に強い水道施設づくりが求められています。また、平成22年度に3事業(笠間・友部・岩間)が統合され、水道事業経営を行っています。水道料金の統一がされていない状況です。</p> <p>今後は、水道施設の耐震診断等を早急に進めるとともに、適切な施設の維持・更新を推進していく必要があります。また危機管理強化の面から、応急給水体制、応急復旧体制及び危機管理マニュアル等を見直す必要があります。さらには、将来にわたり市民生活や地域産業を支えていくため、水道料金の早期統一や給水需要に応じた水源の確保に努めるとともに、効果的な水道事業の推進により経営基盤を強化し、継続的かつ安定的な水の供給を図っていく必要があります。</p>	
施策目標	<p>市民生活と地域産業を支えるため、「笠間市水道事業基本計画」に基づき、耐震診断調査等の結果を踏まえ、施設の計画的かつ適切な維持管理を推進します。また、適正な水道料金への統一や事業の健全経営に努めるとともに、給水需要に応じて水源を確保し、安心・安全な水の安定供給を図ります。</p>	

1 総合計画進行管理

市民からの意見・反応等	<p>市民アンケートの実感しているが約71.69%、加重平均値は、2.991となっており中位(上位)に位置している。更に、当施策を重要と感じている市民重要度は94.58%である。</p>
-------------	---

(1)目標指標1

市民実感度指標		H23現状値	H24	H25	H26	H27	H28
安心・安全な水が安定して使用できると感じている市民の割合	市民実感度	70.460	69.440	71.690	71.160		
	加重平均値	2.825	2.981	2.991	3.053		
当施策を重要と感じている市民の割合	重要度		96.580	94.580	94.120		
	加重平均値		3.763	3.738	3.762		

(2)目標指標2

数値指標		単位	H23現状値	H24	H25	H26	H27	H28
水道普及率	目標値	%		86.50	87.50	88.50	89.50	90.00
	実績値	%	84.4	85.00	81.06	81.5		
	達成度	%		98.27	92.64	92.14		
	ベンチマーク							
年間有収率	目標値	%		89.00	89.00	89.50	89.50	90.00
	実績値	%	88.7	84.98	85.09	85.00		
	達成度	%		95.48	95.61	94.97		
	ベンチマーク							
	目標値							
	実績値							
	達成度	%						
	ベンチマーク							

数値指標の考え方	<p>指標設定の考え方 給水整備区域を見直し管網整備を推進、普及率の向上を図る目標として水道普及率を指標とする。また、安定した供給と、管網更新の指標、経営安定の目標として、有収率を指標とする。</p>
目標値設定の考え方	<p>・普及率は、茨城県で92.5%、34市町村が90%を超えている。笠間市では、1部山岳地の要望がない為、目標値を90%とする。有収率は、茨城県で87.0%、全国では89.6%となっている。安定した供給と、管網更新の指標として、90%を設定する。</p>

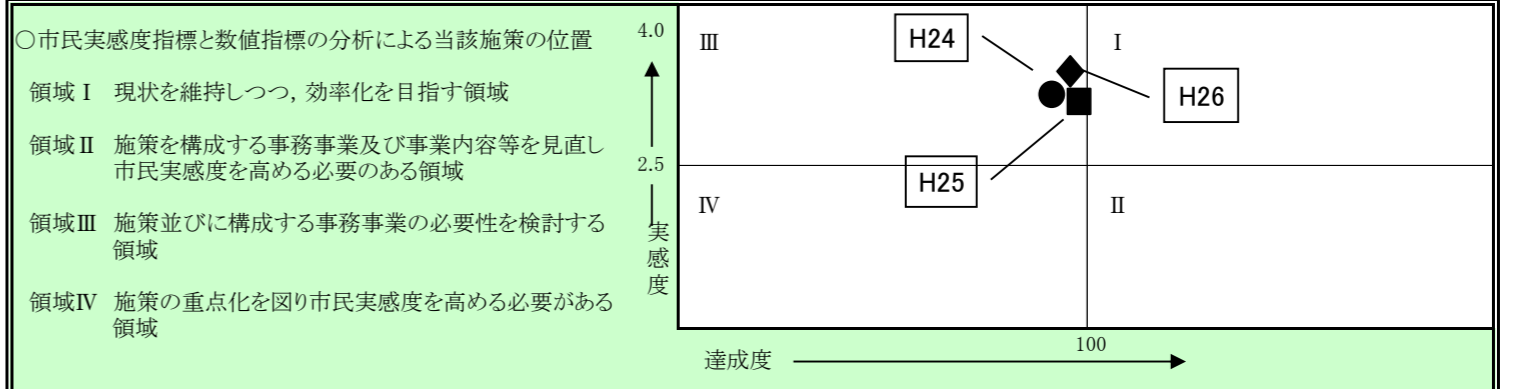
2 施策の成果向上に向けての市民と行政との役割分担をどう考えるか

市民の役割	<p>市民(地域・団体・事業所)が自助でやるべきこと。共助でやるべきこと。市と協働でやるべきこと。</p> <p>水道加入者は、給水装置の健全な管理をする。漏水については、早期発見と早期修理を実施する。水道料金は、滞納せずに速やかな納付を実施する。</p>
行政の役割	<p>市がやるべきこと。県がやるべきこと。国がやるべきこと。</p> <p>水道事業は、安心・安定した飲料水の確保・供給をし、健全な経営に勤める。市は、企業会計である水道事業へ、各種技能者・企業会計精通者の人事配置を実施し、水道事業の福祉的分野等への支援を実施。県は、用水供給である、県企業局の水道料金軽減を図り、県民が同等の基準になる様支援をする。国は、老朽管を耐震管へ更新する場合の国庫補助金の導入検討をする。</p>

3 平成26年度の取組状況

取組状況等	<p>取り組み内容と成果、成果が得られた要因として考えられること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H25年4月から旧岩間地区の料金改定を実施。(H27年度まで激変緩和措置)</li> <li>・危機管理強化の面から、応急給水体制、応急復旧体制及び危機管理マニュアル等を整備</li> <li>・老朽管更新1486m、鉛製給水管解消496件を実施し、管路ライフライン強化を図った。</li> <li>・水道情報管理システムを構築をし、住民サービス及び災害時のライフライン早期復旧の支援を図る事が出来る様になった。</li> <li>・水道施設の耐震診断を実施、適切な施設の維持・更新を推進していくことが出来る様になった。</li> </ul>
-------	---

4 施策の評価(現状分析)



達成度評価	<p>指標を分析した結果施策目標は達成されたのか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道普及率の実績減については、前年度数値に対し外国人登録の人口を参入して計算した為の普及率減であり、給水戸数は前年比282件増となった。、又、配水管の布設は、老朽管布設替を主に実施、区域拡張等による新設配管は1路線であった。</li> <li>・有収率については、震災の影響と思われる漏水及び老朽管布設替工事等の洗管に要する水量が多かった。</li> </ul>
-------	--

構成事務事業の適正性	<p>施策目標を達成するための手段(事務事業)の構成は妥当か</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設老朽化が進むなか、石綿管布設替、鉛製給水管解消工事の早期完了を図り、年間有収率の向上を図るため必要である。</li> </ul>
------------	---

残された課題	<p>平成27年度以降に残る課題、その要因として考えられること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度から、石綿管の撤去をするよう道路管理者から義務づけがされ、布設替の工事費用が増加する一方、国補助金が終了しているため、財源確保が困難な状態となっている。しかし、年間有収率の向上を図り安定した経営をするため早期完了が必要である。</li> </ul>
--------	---

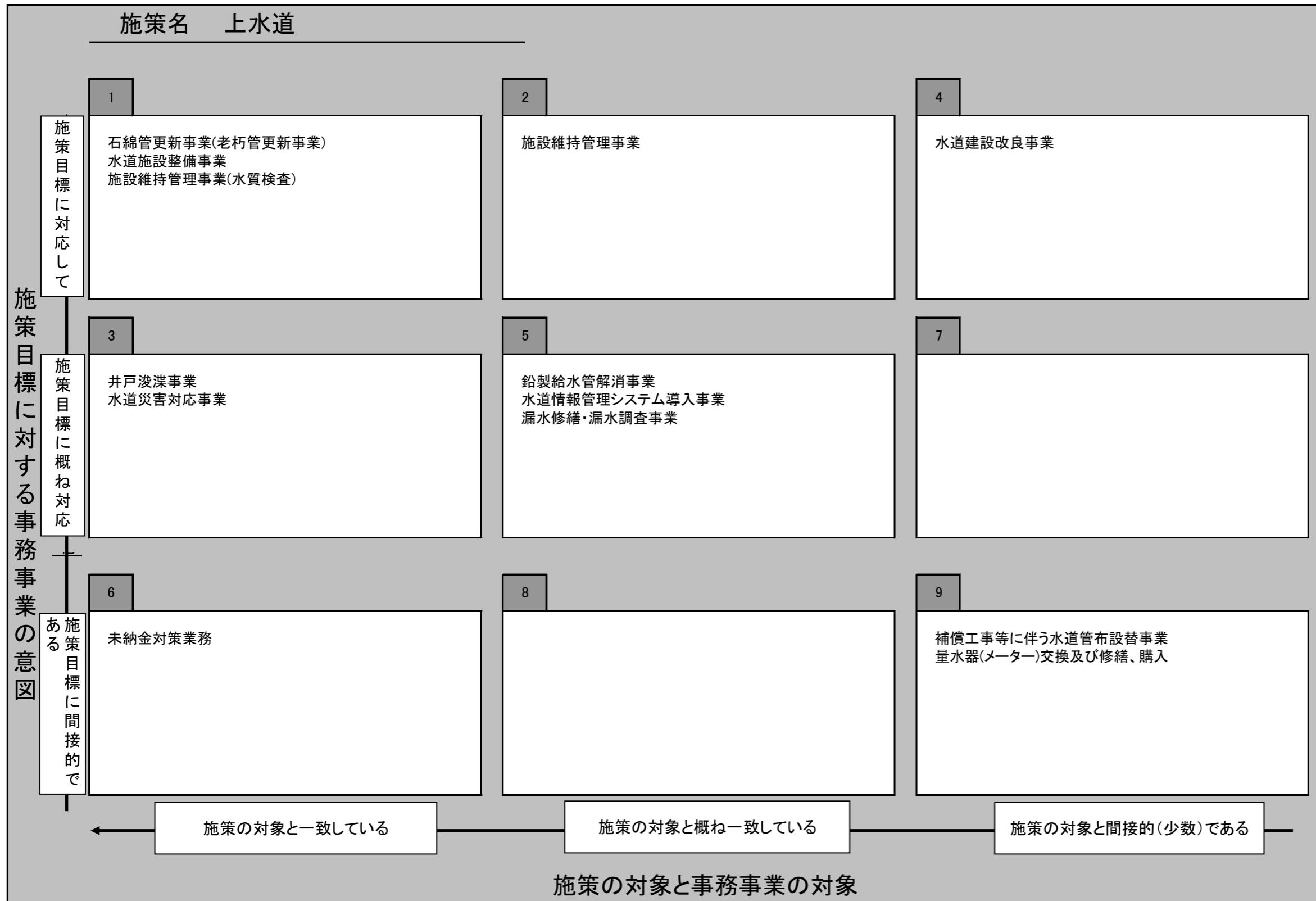
5 今後の方向性

取組方針	<p>平成28年度に向けた施策方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度に、財政計画を策定し料金改定作業を進めた。また、施設の耐震化、老朽管更新を実施し、安定した水道事業経営を計画的に実施していく。</li> </ul>
------	--

シート3-1 施策構成事務事業貢献度評価

施策を構成する事務事業	事業内容	事務事業性質	成果					補助区分	事業費(千円)			貢献度評価	
			成果指標	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度		
1	上下水道諸届出受付事業	水道料金の正確で迅速な対応、開始・休止届等の処理	義務的事業	開栓件数、閉栓件数、 名義変更、新規、口座等	件	7,864	9,333	3,718	市単	0	0	0	義務的事業
2	漏水修繕・漏水調査事業	給水区域全域 配管延長763,219m 給水件数 23,617件の漏水修繕及び漏水調査を実施する。	維持管理事業	有収率	%	96	85	85.1	市単	16,559	10,117	13,421	10
3	石綿管更新事業(老朽管更新事業)	平成22年度末、配水管 笠間地区6430m、友部地区6570m、道水管2230mを10年計画で更新する。計15230m	建設・整備事業	石綿管更新進捗率 更新区間の給水人口	% %	12.0 1.3	5.9 3.1	10 3	市単	80,774	64,858	96,963	1
4	鉛製給水管解消事業	平成20年度末 友部地区の鉛管給水使用件数 3297箇所の解消を図る。	政策的事業	整備進捗率 改修により鉛管が解消した市民	% %	7.0 0.6	15.5 1.8	16 2	市単	33,961	24,707	16,300	10
5	井戸浚渫事業(水源の確保)	安定した、浄水をするために、井戸浚渫・設備の改良を図る。県水浄水購入の軽減を図る。	維持管理事業	井戸浄水水量1日平均 県水購入量 1日平均	m <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	9,567 11,933	9,541 11,986	10,500 11,000	市単	6,300	1,533	6,510	3
6	施設維持管理事業	安全、安心な飲料水の供給をする。また、災害時の水の確保を図る。	維持管理事業	施設の委託 施設等の修繕 施設工事	件 件 件	3 1	1 5 5	1 24 2	市単 国補助	19,106	114903 10,000	44,214	5
7	開始・中止、料金賦課業務	水道料金の正確で迅速な対応、開始・休止届の処理	義務的事業	調停件数 開栓件数 閉栓件数	件 件 件	167,276 2,363 2,162	144,000 2,306 2,049	146,532 2,292 1,963	市単	15,913	16,153	16,308	義務的事業
8	未納金対策業務	企業会計の原則による、独立採算での運営をしていることから、財源の確保と利用者の公平性を確保するため、料金未納解消は不可欠。	政策的事業	過年度分料金徴収額	円	51,080	45,690	40,085	市単	2,987	3,684	3,576	8
9	料金徴収業務	納付書の発送、口座振替、データ作成、徴収料金の消し込み、収納データ作成、過誤納金の処理、水道料金の減免処理	義務的事業	徴収率	%	97.0	96.3	96.3	市単	5,991	5,726	6,938	義務的事業
10	量水器(メーター)交換及び修繕・購入	計量法に基づく、水道量水器の交換(8年)	義務的事業	水道量水器の交換件数	件	2,318	3,896	5,046	市単	12,152	24,739	22,414	9
11	施設維持管理事業(水質検査)	安心・安全な水道水を供給する為、法定水質検査及び、単独水質検査を定期的に行う。	義務的事業	原水検査 蛇口検査	回/年 回/年	1 12	1 12	1 12	市単	1,712	1,890	4,017	1
12	水道建設改良事業	未普及地域解消による施工、条例に基づく申請による施工、道路改良等による布設替を実施する。	建設・整備事業	整備に伴う影響給水者率 工事箇所周辺の給水者率	% %	12.0 0.4	5.8 1.0	10 1	市単	28,692	19,261	39,920	8
13	補償工事等に伴う水道管布設替事業	下水道事業、農業集落排水事業、都市計画事業、土地改良事業、開発行為による事業等に伴う、布設替、協議、立会等を実施する。泥吐き等、無収水量が発生する。	維持管理事業	敷設替延長 工事箇所周辺の給水者率	m %	1,748 2.2	421 0.5	1,586 2	市単	43,885	24,134	54,833	12
14	水道施設整備事業	平成30年度を目標に、浄水施設、配水場等の耐震及び機能調査を行い、計画を更新し財政計画を策定する。	計画策定事務	詳細診断施設 機能診断結果 耐震補強該当施設数	ヶ所 式 ヶ所	6 0 0	0 1 0	0 0 6	市単	8,610	21,157	21,000	1
15	給水装置工事設計審査等事務	水道法に基づき、給水装置の工事申請書の審査、立会、検査を実施する	義務的事業	設計審査申請件数	件	552	550	550	市単	0	0	0	義務的事業
16	水道情報管理システム導入事業	旧市町村別に整備されている給配水情報を、一元化し電子化する。	維持管理事業	配水管布設延長 給水配管件数	m ヶ所	764,858 23,882	765,529 24,000	847,100 24,351	市単	0	16,622	72,712	8
17	水道災害対応事業	平成23年3月11日に起きた東日本大震災に伴う配水管等の漏水の修繕、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に関連した水道水中の放射性物質への検査を行い安全な水を提供していく必要がある。	維持管理事業	漏水修繕 覆蓋設置 採水数(1回/週)×3施設	件 件 件	124 2 52	0 0 51	0 0 51	市単	19,094	2,137	2,137	3
18													
事業費合計										276,630	236,718	421,263	

# シート1 施策構成事務事業目的直結度評価



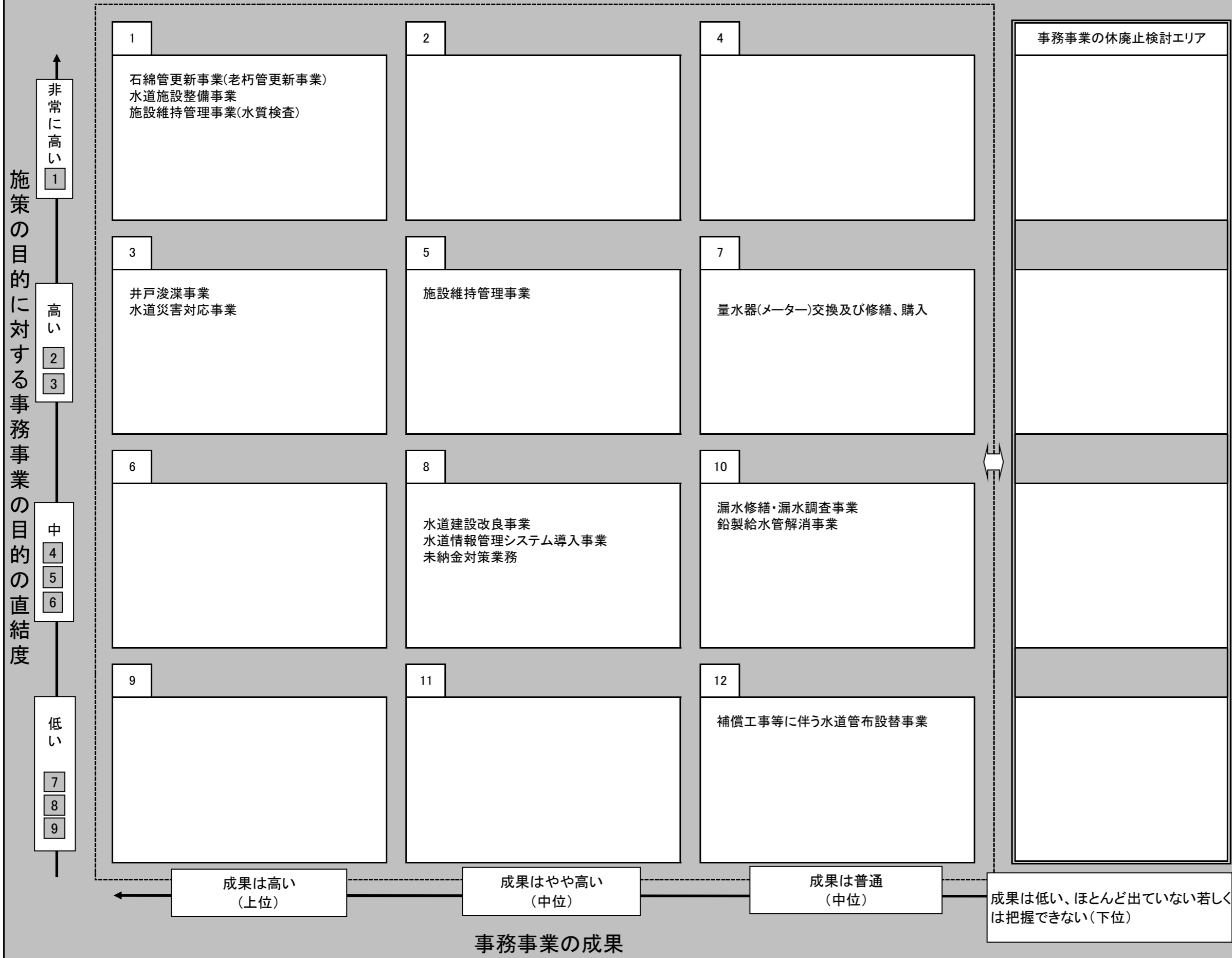
法定受託事務(義務的事業に分類)

上水道諸届出受付事業  
 開始・休止・料金賦課業務  
 料金徴収業務  
 給水装置工事設計審査等事務

事務事業の成果基準の説明

# シート2 施策構成事務事業貢献度評価

施策名 上水道



事務事業の休廃止検討エリア


法定受託事務(義務的的事业に分類)

上水道諸届出受付事業  
開始・休止・料金賦課業務  
料金徴収業務  
給水装置工事設計審査等事務

事務事業の成果基準の説明